



ビオトープ管理士

Biotope Planners and Builders

ビオトープ管理士®ロゴマーク ぜひご活用ください



使い方、いろいろ。もちろん無料。
名刺に、SNSに、配付資料に。

「ビオトープ管理士」の資格を持っている方なら、
どなたでもお使いいただけます。*1

名刺や履歴書などの宣伝材料、ブログやSNS
などのウェブサイト、講演や観察会での配付資
料、名札や双眼鏡などの私物の目印になど、使
い方はいろいろ。

ご自身が「ビオトープ管理士」であることを知っ
ていただき、活動の仲間を増やしましょう。



JPG・PNG・AI、
カラー・モノクロ・白抜き、
全体・マーク部分のみ…。

画像データのフォーマットは複数ご用意。用途
に合わせてお使いください。

〔公財〕日本生態系協会または「日本ビオト
ープ管理士会」の公式サイト(会員のページ)で、い
つでもダウンロードすることができます。*2

※1 ロゴマークのご使用にあたっては、『「ビオトープ管理士ロゴマーク」使用規
約(個人による使用について)』をお読みください。なお、企業・団体・学校な
どによる使用については、申請が必要です。

※2 通常は協会公式サイトのうち『エコネット会員のページ』、日本ビオトープ管
理士会公式サイトのうち『会員のページ』からのダウンロードとなります。



公益財団法人

日本生態系協会 ビオトープ管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5954-7106 fax.03-5951-0246 (直通)
受付時間 月-金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~15:00
「ビオトープ管理士」で検索! www.biotop-kanrishi.org



公益財団法人 日本生態系協会 「ビオトープ管理士®ロゴマーク」使用規約 (個人による使用について)

「ビオトープ管理士ロゴマーク(以下「ロゴマーク」)」は、ビオトープ管理士の資格を有することを視覚的に表現するためのもので、ビオトープ管理士として認証された方ならどなたでもお使いいただけるものです。以下、「ビオトープ管理士ロゴマーク」の使用に際しての、遵守事項、および禁止事項を定めます。

「(ビオトープ管理士®ロゴマーク)を使用できる方」

- 『ビオトープ管理士』の資格(1級ビオトープ計画管理士、1級ビオトープ施工管理士、2級ビオトープ計画管理士、2級ビオトープ施工管理士)を持つ方は、その本人の活動に用いる目的で、この規約に従う限りにおいて、ロゴマークを使用することができます。
- ここに言う「資格を持つ方」とは、ビオトープ管理士資格試験に合格ののち、所定の手続きを経て、認証書(認証番号)を得た方を指します。^{*1, *2}

「(ビオトープ管理士®ロゴマーク)の用途」

- 名刺やプロフィール(履歴書)などの個人の宣伝材料、ブログやSNSなどの個人のウェブサイトや、講演などで配布や投影をする資料類、個人の私物の目印などに使用できます。
- また、以下の用途における使用は禁じます。
 - 法令や公序良俗に反する方法での使用
 - ロゴマークを用いた製品・商品の製造や販売、サービスの提供
 - 商品やサービスの品質そのものを保証するものとしての使用、およびそのような誤解を第三者に与える恐れのある使用
 - 第三者へのロゴマークの貸与や譲渡
 - (公財)日本生態系協会の許可のないかたちでの、有資格者個人ではない、企業・団体・学校などによる使用(たとえば、事業紹介のパンフレット、ウェブサイト、CSRの報告書 など)^{*3}
 - その他、(公財)日本生態系協会が不適切であると判断する方法や使い方での使用

「(ビオトープ管理士®ロゴマーク)の使用・デザイン」

- ロゴマークには、できる限り、①資格の種類(1級ビオトープ計画管理士、1級ビオトープ施工管理士、2級ビオトープ計画管理士、2級ビオトープ施工管理士)、②資格の種類に対応した認証書の認証番号の2点を併記してください(下例参照)。これを「正式な使用方法」と定めます。^{*4}

例1



1級ビオトープ計画管理士(認証番号 G112233)

例2



1級ビオトープ施工管理士
認証番号 Q123456
2級ビオトープ計画管理士
認証番号 K127000

- 資格の種類・認証番号は、有資格者であることを有資格者が自ら証明するために、ロゴマークに併記していただきます。それらをもとに第三者から照会があった折には、(公財)日本生態系協会より、ロゴマーク使用者に関するビオトープ管理士の資格の有無、保有状況を返答します(確かに資格をお持ちであることを証明します)。
- 第三者からの照会にあたり、資格の種類・認証番号のいずれかを欠く場合、あるいは一致しない場合は、ロゴマーク使用者に関するビオトープ管理士の資格の有無、保有状況を返答することはありません。
- ロゴマークの大きさ、資格の種類・認証番号に関する文字(フォントや大きさ)、ロゴマークと文字の位置関係、ロゴマークと文字の大きさの比率は問いません。自由にレイアウトしてください。
- ただし、縦横の比率(相似形で拡大・縮小してお使いください)の変更、デザインの加工・分解、色に関する意図的で著しい変更といった、ロゴマークの加工は禁じます。
- ロゴマークは無償でお使いいただけます。また、ロゴマークの使用に関して(公財)日本生態系協会から使用料を請求することはありません。

「(ビオトープ管理士®ロゴマーク)の入手方法」

- ロゴマークは、以下のサイトでダウンロードのうえ、ご使用ください。

(公財)日本生態系協会 <http://www.ecosys.or.jp>

『エコネット会員のページ』にてダウンロードしてください。(公財)日本生態系協会『エコネット会員』は登録・会費ともに無料で、会報『エコシステム』電子版や資格試験の過去問題もご覧いただけます。会員制度については、(公財)日本生態系協会のパンフレットまたは公式サイトをご覧ください。

日本ビオトープ管理士会 <http://www.biotop-kanrishi.jp>

『会員のページ』にてダウンロードしてください。日本ビオトープ管理士会はビオトープ管理士の有資格者のみが入会できる団体で、『会員のページ』にはその会員のみアクセスすることができます。

* ロゴマークには、ロゴマーク全体とマークのみの2パターン、さらに、カラー・単色(黒)・単色(白)の3タイプがあります。また、データにはJPEG(一般的な画像)、PNG(背景透過)、AI(Adobe Illustrator CS5)の3種類のフォーマットがあります。

「(ビオトープ管理士®ロゴマーク)に関わる権利」

- ロゴマークに関する一切の権利は、(公財)日本生態系協会に帰属します。
- 本規則に反する使用であると(公財)日本生態系協会が判断した場合は、ロゴマークの使用を中止していただくことがあります。
- 「ビオトープ管理士」は(公財)日本生態系協会の登録商標です。なお、ロゴマークは、(公財)日本生態系協会の平成25年度事業において、東京コミュニケーション専門学校との協同プロジェクトにより制作されました。

「(ビオトープ管理士®ロゴマーク)に関する責任」

- ロゴマークの使用に関連した事故、苦情などが生じた場合は、これを使用した方の責任において必要な措置・対応を講じていただきます。また、その際の費用については、当該個人の負担とします。

「(その他)」

- この規約は平成26年2月1日より施行します。
- 本規約は、(公財)日本生態系協会により、事前の通知なく改訂される場合があります。予めご了承ください。

- *1 合格後の手続きを経ず認証書をお持ちでない方は、「資格を持つ方」ではありません。合格当時に手続きを忘れたなど認証書をお持ちでない場合は、ビオトープ管理士係までお問い合わせください。
- *2 認証書、認証番号は、平成19年度以前においてはそれぞれ認定証、認定番号と表示していましたが、ここではそれらを同じものとして扱います。
- *3 企業・団体・学校における「個人の名刺」には使用することができます。
- *4 認証番号が分からない方は、ビオトープ管理士係に連絡のうえ、定められた手続きに従って、認証書の再発行(手数料2,000円)か、資格取得証明書の発行(無償)を受けてください。(個人情報保護の関係上、認証番号を口頭でお答えすることはできません)

平成26年2月1日

公益財団法人
日本生態系協会
ビオトープ管理士係

有資格者個人ではない、企業・団体・学校などによる使用(有資格者が所属している場合や、ビオトープ管理士の資格取得を推進している場合に限り)については、別に定める『「ビオトープ管理士®ロゴマーク」使用規約(企業・団体・学校等による使用について)』に従い、(公財)日本生態系協会まで申請してください。